

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
（土曜日が休日にあつたときは、翌日の翌日発行）

公 告

目 次

◇ 公 告 昭和四十八年度鳥取県警察官採用試験

昭和48年度鳥取県警察官採用試験について、次のとおり公告する。

昭和48年8月1日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

この試験は、鳥取県警察本部又は鳥取県内の警察署に勤務する鳥取県警察官（巡查）の採用試験です。

1 採用予定人員及び職務内容

- (1) 採用予定人員 約50名
- (2) 職務内容 個人の生命、身体及び財産の保護に任じ、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持にあたります。

2 受験資格

- (1) 学歴 学歴は問いませんが、高等学校卒業程度の学力を必要とします。
- (2) 年齢及び性別 昭和21年4月2日から昭和31年4月1日までに生まれた男子に限ります。

(3) 受験できない者 次のアからオまでのいずれかに該当する者は、受験できません。

- ア 日本の国籍を有しない者
- イ 禁治産者及び準禁治産者

ウ 禁こ以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

エ 鳥取県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

オ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 第1次試験

(1) 方法

ア 教養試験 警察官として必要な一般的な知識及び知能について、択一式により行ないます。

イ 作文試験 警察官として必要な文章による表現能力について行ないます。

ウ 適性検査 警察官の職務遂行上必要な素質及び適性について検査を行ないます。

エ 身体検査 警察官の職務遂行上必要な身体を有するかどうかにつ

いて検査を行ないます。なお、検査には次のような基準があります。

検査項目	基 準
身長	160cm以上であること。
体重	47kg以上であること。
胸 囲	78cm以上であること。
視 力	両眼とも裸眼視力が0.6以上であること又は裸眼視力が0.1以上できよう正視力が1.0以上であること。
弁 色 力	完全であること。
聴 力	完全であること。
その他	身体に奇型その他の異常がないこと。

(2) 試験日時及び試験場

試 験 日 時	試 験 地	試 験 場
昭和48年10月21日(日) 受付 8時10分から8時35分まで 試験開始 8時45分から	鳥取市	鳥取市東町2丁目112 鳥取県立鳥取西高等学校
	米子市	米子市錦町1丁目103 鳥取県立米子西高等学校

(3) 第1次試験合格者の発表

昭和48年11月上旬に鳥取県庁1階掲示板に掲示するほか、合格者に通知します。

4 第2次試験

第2次試験は、第1次試験合格者に対して行ないます。

(1) 方法

ア 口述試験 主として人物について、個別面接による試験を行ないます。

イ 身体精密検査 胸部疾患、性病等の伝染性疾患その他の疾患の有無について検査を行ないます。

ウ 体力検査 警察官としての職務遂行上必要な体力を有するかどうかについて検査を行ないます。

(2) 日時及び場所 昭和48年11月中旬に鳥取市において行ないますが、詳細については第1次試験合格者に通知します。

5 身上調査

受験資格の有無、申込書記載事項の真否その他について行ないます。

6 最終合格者の発表

昭和48年11月下旬に鳥取県庁1階掲示板に掲示するほか、合格者に通知します。

7 合格から採用まで

(1) 合格者は、採用候補者名簿に登録されたうえ、鳥取県警察本部長からの請求に応じて成績順に提示され、そのうちから採用者が決定されます。なお、採用は昭和49年4月の予定です。

(2) 採用決定後は、鳥取県巡査に任命され、巡査見習生として鳥取県警察学校に入校し、1年間(大学卒は、6月間)初任教育を受け、終了後は巡査としてそれぞれ勤務地に配置されます。

(3) 給与は、原則として下表のとおり支給されますが、学校卒業後一定の経験年数がある者は、下表の額に一定額が加算されます。

なお、給与は、その後は定期に昇給します。

学 歴	入校時の給料月額
大 学 卒	51,300円
短 大 卒	46,900円
高 校 卒	43,300円

また、上記給与のほかに諸手当として、扶養手当（配偶者2,400円、子のうち2人まで800円（配偶者を欠く職員の18歳未満の子のうち1人1,600円）、その他400円）、期末・勤続手当（1年間に給料月額等の約4.8月分）、通勤手当（最高6,000円）、住居手当（最高3,000円）、特殊勤務手当、時間外勤務手当等がそれぞれの条件に応じて支給されます。そのほか、制服その他必要な被服も貸与されます。

(4) 採用後は、たれでも実力次第で管区警察学校又は警察大学校に入学して、幹部としての教育を受ける機会を与えられ、上級の警官へ昇進する道が開かれています。

(5) 柔道又は剣道の有段者は、現職警官に対する柔道又は剣道の指導を担当する術科指導員となる道が開かれています。

8 受験手続及び受付期間

(1) 受験申込書の請求

受験申込書は、鳥取県人事委員会事務局、鳥取県警察本部警務課又は、鳥取県内の各警察署、警察官派出所若しくは警察官駐在所で交付します。郵便で申込書を請求する際は、封筒の表に「警察官申込請求」と朱書き、あて先を明記して20円切手をはった返信用封筒を必ず同封して下さい。

(2) 申込方法

受験申込書に必要な事項を記入のうえ押印し、鳥取県人事委員会事務局に提出して下さい。郵便による場合は、封筒の表に「警察官受験申込」と朱書きして下さい。

なお、受験票は後日郵送しますので、受験票の「郵便はがき」に住所・氏名及び郵便番号を記入し、10円切手をはつて下さい。

(3) 受付期間

昭和48年8月10日（金）から昭和48年10月9日（火）まで受け付けます。郵便による場合は、10月9日（火）までの消印のあるもの限り受け付けます。ただし、特別の事情のあるものについては、第1次試験当日各試験場において受け付けます。

(4) その他

申込書の記載事項に不備のある場合は、申込書を返送することがありますから、受験手続にはじゆうぶん注意して下さい。このために生じた申込みの遅延については、一切責任を負いません。

9 その他

この試験の手続その他については、鳥取県人事委員会事務局に照会して下さい。

なお、郵便で照会する場合は、あて先を明記して20円切手をはった返信用封筒を必ず同封して下さい。